

広陵町庁舎空調機器更新等事業（ESCO事業） ESCO提案審査評価項目(点数判別方式)

提案事業者：

採点者：

評価項目		採点基準	点数 ※1	係数	評価点 ※2	備考	審査基準
環境	省エネルギー率が5%以上であり、更に省エネルギー効果が十分にあること。	最高値の提案を5点とする。 (提案数値/提案最高値) × 5で採点		10		環境的 事項小計 (75点満 点)	様式第10号の1 削減率から算出
	二酸化炭素排出削減率が高く、地球温暖化防止対策が考慮されていること。	最高値の提案を5点とする。 (提案数値/提案最高値) × 5で採点		4			様式第10号の1 削減率から算出
財政	光熱水費削減保証額（年額）が高いこと	最高値の提案を5点とする。 (提案数値/提案最高値) × 5で採点		10		財政的 事項小計 (100点満 点)	様式第10号の2 光熱水費年間削減保証額から算出
	ESCOサービス料（年額）が小さいこと。	最低値の提案を5点とする。 (提案最低値/提案数値) × 5で採点		4			様式第10号の2 年間ESCOサービス料から算出
	a 補助金見込額を含んだ事業費総額が小さいこと。	最低値の提案を5点とする。 (提案最低値/提案数値) × 5で採点		3			様式第12号の2、第12号の3 事業資金計画書から算出
	b 補助金見込額を含まない事業費総額が小さいこと。	最低値の提案を5点とする。 (提案最低値/提案数値) × 5で採点		2			様式第12号の2、第12号の3 事業資金計画書から算出
技術	提案者の経営状況が信頼できること（自己資本比率の状況）	経営の安定度を評価 5：30%以上 4：20%以上30%未満 3：10%以上20%未満 2：0%超10%未満 1：0%（マイナス含む）		2		技術的 事項小計 (110点満 点)	採点基準のとおり 代表企業の決算書にて審査する。
	提案された省エネルギー量や工事費などの算出根拠に妥当性があること	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い		2			技術提案書（様式第11号の1）による
	ESCO事業実績が豊富であること。また、優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、本町にESCOサービスの提供ができる信頼性があること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い		2			様式第6号 ESCO関連事業実績一覧表により、 様式第11号の4による総合判断
	本町要求仕様を満たしていることが確認でき、技術提案に具体性、妥当性があること。 また、要求仕様を上回る意欲的な提案があること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い		4			②技術提案書(様式第11号の1～5)による 取替必須機器以上の提案がある場合は評価3以上とする。
	工事施工が施設の運営・業務に支障をきたさないこと。 また、安全性・信頼性・災害時等を含む緊急時対応策が明確であること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い		2			様式第13号の1～
	維持管理、計測・検証方法及び運転管理指針の提案に具体性・妥当性があること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い		2			④維持管理等提案書(様式第13号の1～4)について総合 判断する。設備故障等の補償がある場合は4以上とする。
	補助金等の可能性（実績、具体性、見通し等）の示唆が大きいこと。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い		5			様式第12号の3について総合判断
	契約期間終了後の対応について示唆があること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い		2			様式第11号の5について総合判断
加点 業務	採点加点業務として1事業につき各2点の加点を行う。 ①既設カーテン新調（ブラインド含む。） ②給湯室（1階から3階）の電気温水器のIHコンロへの更新 ③会議室（第三、第一、第一委員会室）のカーペット更新（現状仕様と同程度） ④地下通路部分(壁、天井等）の塗装	8：四業務 6：三業務 4：二業務 2：一業務 0：加点業務なし		2		6点満点	
	採点加点業務として1事業につき各1点の加点を行う。 ①外部室外機設置箇所防草シート設置 ②1階通路部分天井の塗装 ③浄書計算室のPタイル修繕	4：三業務 3：二業務 2：一業務 0：加点業務なし		2		3点満点	
その他	サウンディング型市場調査において事前提案があったか。	2：ある 0：ない		3		6点満点	採点基準のとおり
評価点数合計(300点満点)							

※1 環境、財政項目の点数は、小数点第二位以下を切り捨てとする。

※2 環境、財政項目の点数は、小数点以下を切り捨てとする。

※3 ESCOサービス契約期間中のESCO設備の故障や不具合等の発生に対して当該設備に係るESCO事業者による補償の提案がある場合をいう。ただし、維持管理上の部品交換や修理等の対応は除く。